

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	1
○高知県建設工事競争入札参加資格審査 要綱の一部改正 (建設管理課)	2

告 示

高知県告示第521号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成22年度第3次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成22年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林
(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	41.70	519.19
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	767.18	194.08
3 安芸川	安芸市 芸西村	283.16	203.30
4 夜須川	香南市	1.90	2.46
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	800.46	103.33

6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,520.36	75.32
7 鏡川	高知市の一部	164.86	8.93
8 本川地区	いの町の一部	634.96	15.94
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	627.68	117.01
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	122.86	113.10
11 四万十川上流	中土佐町の一部 檮原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,525.77	166.58
12 伊与喜川	黒潮町の一部	40.81	39.33
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,366.14	355.88
14 大方地区	黒潮町の一部	78.94	78.48
15 松田川	宿毛市の一部	130.72	164.05
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	97.32	42.88
17 土佐清水地区	土佐清水市 (下ノ加江を除く。)	173.70	162.16

計	8,378.52	2,362.02
---	----------	----------

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.48
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.06
4 中央西林業事務所	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	10.70
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.82
計		33.90

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	65.74
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市	3.38

事務所管内	香美市	
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	56.94
4 中央西林業事務所	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.88
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 樺原町 津野町 四万十町	3.94
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
	計	151.88

高知県告示第522号

高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成16年8月高知県告示第543号）の一部を次のように改正する。

平成22年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

第1条中「以下同じ」を「第3条第2項において同じ」に改める。

第2条中「（以下「入札参加資格者」という。）」を削り、「第3条で定める」を「次条の規定により」に改める。

第3条第2項中「建設業法の別表第一」を「建設業法別表第一」に、「以下「工事種類」を「第5項第1号において「工事種類」に、「に基づく経営事項審査の総合評定値と、」を「による経営事項審査（同項第2号において「経営事項審査」という。）の総合評定値と、知事が」に、「以下「地域点数」を「次項第2号において「地域点数」に、「以下「総合点数」を「第9条において「総合点数」に改め、同条第3項中「審査基準日」を「第1項の審査基準日（以下「審査基準日」という。）」に、「（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）までに」を「（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後の直近の日曜日等以外の日）までに知事に」に改め、同項第1号及び第2号中「別に」を「知事が別に」に改め、同項第3号中「（必要な者のみ。様式は適宜）」を「（提出の必要がある者のみとし、様式は、適宜とする。）」に改め、同項第4号中「その他知事が

必要と」を「前3号に掲げる書類のほか、知事が必要があると」に改め、同条第4項中「申請をしようとする者は」を「規定による書類の提出に当たっては」に改め、同項第1号中「納税証明書原本」を「納税証明書の原本」に改め、同項第2号中「その他知事が必要と」を「前号に掲げる書類のほか、知事が必要があると」に改め、同条第5項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第1号中「建設業法に基づく建設業の許可」を「建設業法第3条第1項の許可（以下「建設業の許可」という。）」に改め、同項第3号ただし書中「申請日」を「資格審査を申請する日（次号において「申請日」という。）」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項第6号中「その他」を「前各号に掲げる者のほか、」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「得ない者」を「得ないもの」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4） 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしておらず、かつ、今後個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者

第4条の見出し中「審査結果」を「資格審査の結果」に改め、同条中「結果を」を「結果を知事が」に改める。

第5条の見出しを「（申請内容の変更の届出）」に改め、同条中「及び」を「又は」に、「あつたときは、」を「あつたときは、知事が」に、「直ちに」を「直ちに知事に」に改める。

第6条の見出し中「資格」を「入札参加資格」に改め、同条中「その資格」を「入札参加資格」に改め、同条第2号中「第3条第3項及び第4項に定める申請書類」を「第3条第3項各号及び第4項各号に掲げる書類」に改め、同条第3号中「第3条第5項第4号、第5号又は第6号」を「第3条第5項第5号から第7号までのいずれか」に改め、同条第5号中「当該許可」を「当該建設業の許可」に改める。

第7条の見出し中「資格」を「入札参加資格」に改め、同条中「以下」を「以下この条において」に、「無資格者」を「無資格者（資格者名簿に登録されていない者をいう。次条第1項において同じ。）」に、「この場合、」を「この場合においては、知事が」に、「必要と」を「必要があると」に、「書類を」を「書類を知事に」に改める。

第8条の見出し中「資格」を「入札参加資格」に改め、同条第1項第1号中「資格者名簿に登録されていない者（以下この項において「無資格者」という。）」を「無資格者」に改め、同項第3号中「資格に」を「入札参加資格に」に改め、同条第2項中

「資格の」を「入札参加資格の」に、「資格に」を「入札参加資格に」に改める。

第9条中「及び」を「又は」に、「については、」を「については、知事が」に改める。

第10条の見出し中「資格」を「入札参加資格」に改め、同条第1項中「この場合」を「この場合においては」に、「資格の」を「入札参加資格の」に改め、同項第1号中「会社更生手続き開始」を「会社更生手続開始」に改め、同項第3号中「再生手続き開始」を「再生手続開始」に改め、同条第2項中「前項の資格」を「前項の規定による入札参加資格」に、「書類を」を「書類を知事に」に改め、同項第1号中「別に」を「知事が別に」に改め、同項第5号中「その他」を「前各号に掲げる書類のほか、」に改める。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。